

毎週火・金曜日発行

直接請求の種類	
根拠規定	
必要な有権者の数	

山口県選挙管理委員会告示第四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十を超える場合はその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和五年三月三十日

山口県選挙管理委員会委員長
秋本泰治



○選管告示
直接請求に必要な有権者の数

山口県報

令和5年
3月31日
(金曜日)

令和
五年三月三十一日
發行印刷

發行
人所

山口縣知事
山口縣